

令和5年度

# 尾張旭市自治会等活動促進助成事業 事業案内



## ◆助成金の目的

連合自治会、自治会、町内会（以下「自治会等」とします。）の皆さんが行う「地域のふれあいを深めるための活動」や「地域の課題を解決するための活動」など、地域を住みやすくするために自治会等が実施する事業に対して助成をします。

## ◆助成の対象となる団体

連合自治会、自治会、町内会

## ◆助成の対象となる事業

地域社会の発展に役立つまちづくり事業などで、市内で実施する広い分野での自治会等の活動で、次のすべてに該当する事業です。

- ① 尾張旭市コミュニティ活動推進補助金の交付を受けていない（受ける予定のない）事業であること。
- ② 国・地方公共団体・民間団体等による他の助成金を受けていない事業であること。ただし、申請事業と他の助成金等が会計上明確に区別できる場合を除く。
- ③ 宗教的又は政治的な活動ではない事業であること。

※3年を超えて同一事業を申請することはできません。区分は下記のとおり。

No	区分	内容
1	安全安心なまちづくりに関する事業	地域防災・防犯に関する活動、地域の危険箇所点検や対策の実施など、安心安全なまちづくりに資する事業
2	世代間交流に関する事業	スポーツ大会、レクリエーションの実施、子どもの学習支援事業、3世代交流事業など、交流に資する事業
3	環境保全・美化に関する事業	地域の清掃や草刈、花植え活動など、地域の環境保全や美化に資する事業
4	地域活力の向上に関する事業	加入促進活動、担い手や次世代育成活動、情報発信を強化する活動など、地域の活力向上に資する活動
5	健康増進・地域福祉に関する事業	高齢者のサロン活動、健康づくり教室の実施など、地域の健康増進や福祉向上に資する事業
6	自治会等活動の電子化に関する事業	電子回覧板等、アプリケーション導入にかかる初期費用、役員に配布するデジタル機器の購入など、負担軽減や経費削減に資する事業

## ◆助成金の額等

助成対象経費の2分の1に相当する額（その額が10万円を超える場合は、10万円を上限とし、1自治会等1回限り）

- ① 1,000円未満の端数は切り捨てとします。
- ② 交付申請額に評価率（P3.選定基準及び評価参照）を乗じて算出します。
- ③ 交付申請額に助成金の対象経費としてふさわしくない経費が含まれている場合は減額します。
- ④ 年間の予算額（60万円）の範囲内で交付し、合計額が予算額を超えた場合は按分します。

※ 助成金の申請額及び対象経費は、交付申請時に市民活動課にて確認いたします。

## ◆助成対象期間

事業の開始は助成金の交付決定後になるのが本来の助成金の在り方ですが、本事業におかれまして、令和5年4月1日より事業実地を行うケースもございます。交付決定日（令和5年6月下旬を予定）以前に事業を実施する場合は、尾張旭市自治会等活動促進助成事業事前着手申出書を提出ください。

## ◆助成の対象となる経費

費目	内容
報償費	講演会講師謝礼や調査研究を専門家へ委託した場合の謝礼など
旅費	講師にかかる交通費など
需用費	文具費、材料費、印刷製本費など
役務費	郵便料、保険料、通訳料など
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料、通行料など
備品購入費	助成対象事業に必要不可欠なもの <u>（ただし、助成金の額の1/2以内）</u>
その他	上記以外の経費で事業の特性から市長が適当と認めるもの

## ◆助成の対象とならない経費

- ① 自治会等の事務所等を維持するための経費
- ② 自治会等の経常的な活動に要する経費
- ③ 食糧費
- ④ 交際費及びこれに類するもの
- ⑤ 自治会等の構成員に対する人件費
- ⑥ その他市長が不適当と認めた経費



## ★選定方法

- ① 申請書類（応募の際に提出していただく書類）
  - ・ 申請書類も選定評価になります。詳細にご記入ください。
- ② プレゼンテーションと質疑応答
  - ・ プレゼンテーションの手法は問いません（パソコン、プロジェクターは市で用意します。）
  - ・ 発表の順番は、原則、申請書類の受付順とします。
  - ・ プレゼンテーションに参加しない場合は、助成金は受けられません。

## ★選定基準及び評価

選定は次のような視点で行います。

評価項目		内 容
1	公益性	豊かな地域社会の形成と健全な発展を図る事業であるか。 公益性のある事業内容となっているか。
2	地域性	自治会等加入者の理解と協力が得られる事業であるか。
3	発展性	波及効果や新たな展開が期待できる事業であるか。
4	実現性	計画の内容や実施方法が明確であり、かつ収支計画が実現可能で 妥当な事業であるか。
5	独自性・独創性	発想、着眼点、手法などに先駆性や独創性、工夫があり団体の長 所や特性が活かされているか。

上記の選定基準ごとに5段階評価を行います。

候補選定員全員の平均得点から、評価率と助成金の額を算定します。

助成金の額＝交付申請額×評価率

ランク	平均得点	評価率
A	20点以上	100%
B	15点以上20点未満	70%
C	15点未満	0%

## ★応募方法

- ① 応募期間  
令和5年5月8日（月）から5月22日（月）まで  
土日を除く午前8時30分～午後5時15分
- ② 申請用紙  
市民活動課窓口で配布する他、市ホームページからもダウンロードできます。
- ③ 応募方法  
指定の申請書類に必要事項を記入し、関係書類を添付して「尾張旭市役所 市民生活部  
市民活動課 コミュニティ係」へご提出ください。  
※ 申請書類は返却しません。  
※ 申請は、1自治会等につき1年度1件とします。

※ 申請書類は他の自治会等へ事業を紹介する資料等に活用させていただくことがありますので、予めご承知おきください。

### ◆プレゼンテーションの開催日

と き 令和5年6月25日(日) 10時～  
会 場 ~~尾張旭市渋川福祉センター 3階 研修室~~  
中央公民館 3階 301会議室

※ 渋川福祉センター3階研修室の空調設備故障のため、当初案内より会場変更いたしました。

※ プレゼンテーションの詳細につきましては、申請団体にお伝えします。見学希望の方は、市民活動課にて受付をします。

※ 選定の結果は後日、代表者へ通知し、ホームページ及び広報にも掲載します。

### ◆申請書類

- ① 尾張旭市自治会等活動促進助成金交付申請書(第1号様式)
- ② 尾張旭市自治会等活動促進助成金事業計画書(第2号様式)
- ③ 尾張旭市自治会等活動促進助成金事業収支予算書(第3号様式)

### ◆実績報告

助成事業の終了後は、速やかに報告をしてください。

- ① 尾張旭市自治会等活動促進助成金事業実績報告書(第8号様式)
- ② 尾張旭市自治会等活動促進助成金事業報告書(第9号様式)
- ③ 尾張旭市自治会等活動促進助成金事業収支決算書(第10号様式)
- ④ 事業実施に係る記録写真、資料など助成事業の実施内容が確認できる資料
- ⑤ 領収書等の写しなど収支決算書に記載した支出の内容が確認できる資料

### ◆助成金の交付

助成金は実績報告書類の提出後に助成金額の確定を行い交付しますが、事業実施の円滑な遂行を確保するため必要と認められるときは、助成金額の1/2以下の額を前金払いすることができます。

- ① 尾張旭市自治会等活動促進助成金交付請求書(第12号様式)
- ② 尾張旭市自治会等活動促進助成金前金払請求書(第13号様式)

### ◆問い合わせ先

尾張旭市 市民生活部 市民活動課 コミュニティ係  
〒488-8666  
尾張旭市東大道町原田2600番地1  
電 話 0561-76-8126(直通)  
E-mail: siminkatudo@city.owariasahi.lg.jp



令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

自治会等名  
代表者住所  
氏名

尾張旭市自治会等活動促進助成事業事前着手申出書

令和5年度尾張旭市自治会等活動促進助成事業として、年間を通じ、継続的に取り組む事業を計画しております。

つきましては、下記のとおり交付決定前に着手しますので、ご承認くださるよう申し出いたします。

なお、本件について交付の決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

1 事業の名称

2 事前着手の理由

3 着手及び完了予定年月日